

通知預金 説明書

1. 商品名 (愛称)	通知預金
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・特に期間の定めはありません。 ただし、預入後最低7日間は据置期間が必要です。
4. 預入(受入) (1)預入(受入)方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1万円以上 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	・据置期間経過後は、随時解約(払戻し)できます。 ただし、解約する日の2日前までにご通知ください。
6. 利息 (1)適用金利 (利率表示場所) (2)利払方法 (頻度) (3)計算方法 (4)課税方式	<ul style="list-style-type: none"> ・預入日から解約日の前日までの日数について、毎日の店頭表示金利を適用する変動金利です。 ・店頭表示金利は毎日見直しされます。 ・解約時(払戻時)に一括して支払います。 ・1年を365日とする日割計算 付利単位を1,000円として利息を計算します。 ・法人の場合、法人課税 ・個人の場合は、分離課税(税率20%) <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p> <p>※適用金利については「窓口」でお問い合わせください。</p>
7. 手数料	—————
8. 付加できる特約事項	・個人の場合はマル優の取扱いができます。
9. 中途解約の取扱い	・据置期間内に解約する場合は、解約時における普通預金利率により計算した利息とともに支払います。
10. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話：06-6412-5576)にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
11. その他参考となるべき事項	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)